

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議対象施設選定基準

平成26年11月17日
障がい福祉課

目的

平成27年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。(平成27年度の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県あたりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。)

選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 国留意事項

項目	内容
(1) 障害福祉計画との適合性	現行の障害福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し優先度が高いと考えられるもの。
(2) 実態把握に基づく施設整備計画	単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められること。 施設の整備目的、計画等が具体的であること。
(3) 関係市町村との調整	関係市町村との調整が行われていることを前提とし、新たに事業所を創設する場合には整備予定地の市町村長の意見書が添付されていること。 施設の建設に当たっては、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること。
(4) 用地確保	建設用地の確保が確実であること。
(5) 実施主体の適格性	役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能と考えられるもの。 法人の指導監督を担当する部局に対し意見を求めるなど当該施設を設置する適格性について厳格な審査を行うこと。
(6) 民間補助金との重複	民間補助金の申請と重複しないこと。
(7) 事業実施の確実性	障害福祉サービスの趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を十分検討し着実に事業が実施できると考えられるもの。
(8) 立地等	創設の場合は、障がい者が地域社会と日常的に交流出来るよう立地等で配慮されているもの。
(9) グループホームの立地・規模等	創設の場合は、住宅又は住宅と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ原則として入所施設、病院の敷地外にあること。 創設の場合は1共同生活住居の定員が4人以上10人以下であるもの。

2 県優先項目

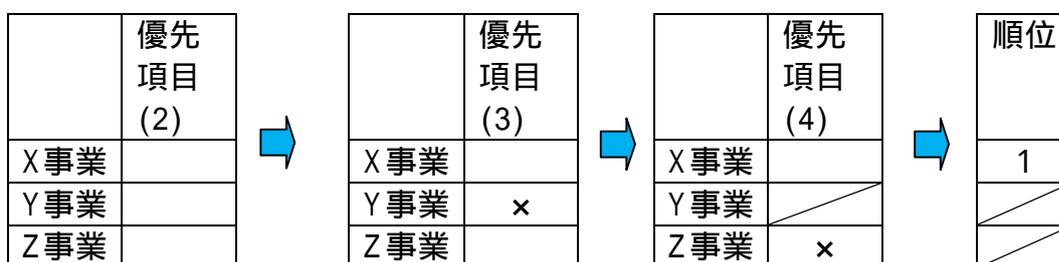
整備区分	優先項目	理由
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制(定員)の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) 強度行動障がい者、重度障がい児者、精神障がい者(グループホームに限る)を対象とするもの。(、 、 の順で優先とする。)	・入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため地域の受け皿となる環境の整備が必要。 ・特定のケアが必要な方への受け皿の拡大が必要。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大が必要。
	(4) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	
	(5) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) 強度行動障がい者、重度障がい児者を対象とするもの。(、 の順で優先とする。)	
	(6) 圏域におけるサービス提供体制(定員)の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	
	(7) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(8) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

3 協議順位の付け方

- ア 原則、「A 定員を増加させる整備」を優先とする。
- イ 「A 定員を増加させる整備」において、圏域におけるサービス提供体制が、県障害福祉計画の整備計画を上回る場合は、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の方を優先とする。
- ウ 優先すべき項目(1) 圏域におけるサービス提供体制がより少ないサービスの整備において、複数の整備がある場合は、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たす事業に決定する。
- エ 順位が決定した場合は、当該順位における整備後の圏域におけるサービス提供体制において、以下の順位を決定する。

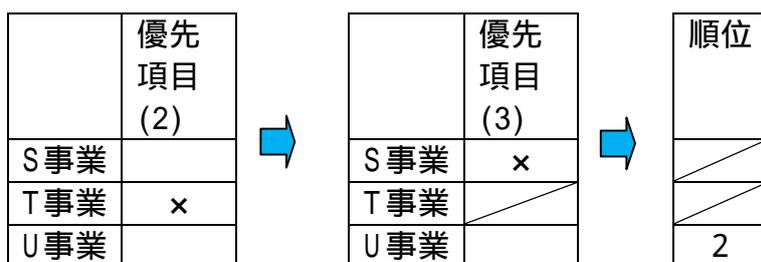
<例>

優先項目(1)で、東部圏域のグループホームが一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業2位と決定。2位となったUの整備を行なったとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正し、その後、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものが優先とする。